

いざというときの一時預かり事業実施要綱

制 定 令和7年5月29日こ保対第173号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に定める一時預かり事業の非定期利用（緊急・リフレッシュ）のニーズに応えるため実施する、いざというときの一時預かり事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づく特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づく特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園並びに特定地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

（事業の種類及び内容）

第3条 事業の種類は横浜市一時保育事業実施要綱第3条第1項に規定する一般型事業とし、事業内容は次のとおりとする。

（1）緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

（2）リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わない、その他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業。ただし、保護者の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育する事業を除く。

2 事業実施者は、原則として前項各号に掲げる事業内容の全てを実施するものとする。

（対象児童）

第4条 事業の対象児童は市内に住民登録をしている児童のうち、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び横浜保育室を利用していない児童であって、次の各号に該当する0歳から就学前（就学猶予中の場合を含む。）の児童とする。ただし、出産や介護等により、一時的

に里帰りする場合の利用は可能とする。また、家庭的保育事業を利用している児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合又は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業若しくは横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合は、緊急保育を利用できるものとする。

(1) 緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童

(2) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童。ただし、保護者の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童を除く。

2 居宅訪問型保育事業を利用している児童については、前項各号に定める全ての保育について利用できるものとする。

3 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

4 横浜市から助成金又は補助金の交付を受けている他の預かり保育事業の対象児童は、その預かり保育時間内において、事業の対象外とする。ただし、他の預かり保育事業を利用できない正当な理由がある場合は、事業の対象とする。

（実施の要件）

第5条 事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。
- (2) 当事業の利用定員枠を設け、通年で児童を受け入れる体制を整えること。
- (3) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。
- (4) 事業を実施する年度の4月1日時点で、定員に空きがあること。ただし、小規模保育事業においては、2歳児クラスに空きがあること。
- (5) 事業を実施する年度において、一時保育を実施していないこと。

（事業の実施日及び受入年次）

第6条 事業の実施日は、原則として実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

- 2 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第11条又は第12条に規定する届出により、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 受け入れる児童の年齢においては、原則として、実施施設の受入年齢の範囲とする。ただし、当該受入年齢に係る一時保育の安全管理マニュアルを作成するなど、安全体制を整えた場合は、受入年次の範囲を超えて預かることができる。

（事業の実施時間及び時間外保育）

第7条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、実施施設における開所時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則11時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合には、8時間以上11時間未満の実施時間を設定することができる。
- 3 事業実施者は、第11条に規定するいざというときの一時預かり事業実施届（第4号様式）に記載した実施時間を超える時間帯について、時間外保育を設定することができる。

（保育期間）

第8条 保育期間は第3条第1項各号の合計が、1月あたり40時間を超えて預けることはできない。

- 2 前項に定める保育期間を超えて保育を行う必要がある場合は、事業実施者は、市長に口頭又は書面で報告し、承認を得ること

（事業の計画）

第9条 事業の実施を希望する事業者は、こども青少年局長が定める期日までに、いざというときの一時預かり事業実施事前計画書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

（実施施設の決定）

第10条 こども青少年局長は、前条に基づく事前計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、定員割れの状況及び事業効果等を考慮し優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施の承認可否を決定する。

- 2 前項の優先順位の決定方法は、こども青少年局長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の規定による審査の結果については、いざというときの一時預かり事業事前計画確認・選定通知書（第2号様式）又はいざというときの一時預かり事業事前計画不承認通知書（第3号様式）をもって事前計画書を提出した事業

者に通知する。

（事業の開始）

第11条 事前計画の承認を受けた事業実施者は、こども青少年局長が定める期日までに、いざというときの一時預かり事業実施届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

（事業実施内容の変更）

第12条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月10日までに、いざというときの一時預かり事業実施内容等変更届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

（事業の休止、再開）

第13条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、事業を休止しようとする月の前月10日までに、いざというときの一時預かり事業休止届（第6号様式）により、市長に届け出ること、一定の期間、事業を休止することができる。

2 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること

3 事業実施者は、事業を再開する場合、事業を再開しようとする月の前月10日までに、いざというときの一時預かり事業再開届（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

（事業の廃止）

第14条 当該年度をもって事業を終了するものとする。ただし、事業実施者は、年度途中で事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに、いざというときの一時預かり事業廃止届（第8号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、利用が一定期間なく今後も利用が見込まれない等、事業廃止による影響がないと判断した場合にのみ廃止を許可することができる。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

（事務取扱等）

第15条 事業実施者は、原則として保育・教育施設グループウェアにより、第11条から第14条第1項までに規定する届出を行わなければならない。

2 前項のとおり届け出ることが困難な場合は、第4号様式から第8号様式によ

り、届け出ることができる。

(児童家庭の状況等の把握、面談)

第16条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 保護者は、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するよう努めるものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること
- 3 保護者は、一時保育事業の利用を希望するにあたり、横浜市一時預かりWEB予約システムを通じて、面談申込を行い、事業実施者と日程調整を行うこと
- 4 事業実施者は、事業休止中の場合を除き、一時保育事業の利用希望者から面談申込があった場合は、原則、面談を実施すること。なお、直前に申込があった場合には可能な限り当日の受入時に面談を行うなど、事業実施者は、保護者の利用希望日の利用がかなうよう面談の実施に努めること

(利用者の記録の整備)

第17条 事業実施者及び市長は、横浜市一時預かりWEB予約システムにより、利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第18条 保護者は、その事由、利用日時等を、事業実施者の定める方法により、事前に事業実施者に申請するものとする。また、家庭的保育事業を利用している児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合は、利用中の家庭的保育事業者から利用・休業証明書（第9号様式）により休業等の証明を受け、当該様式を事業実施者に提出するものとする。

- 2 前項の申請の受付期間は次の各号を満たす範囲で、こども青少年局長と協議のうえ、事業実施者が決定するものとする。
 - (1) 受付開始日は利用希望日の7日前から3日前の間とする。
 - (2) 受付終了日は利用希望日の1日前とする。ただし、児童を安全に受け入れる体制が整っている場合は、当日の受付も可とする。

(利用の辞退)

第19条 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした保護者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ保護者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（給食・おやつ代、時間外保育を設定している場合には時間外保育利用料を含む。）の額を上限として、保護者からキャンセル料を徴収することができる。

(利用の可否の決定)

第20条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、利用の可否を決定する。また、必要に応じて、利用要件に該当することを証する書面を保護者に求めることができる。

(利用の可否の通知)

第21条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

- 2 利用不可の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

(費用負担)

第22条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代、時間外保育を設定している場合には時間外保育利用料を含む。以下同じ）を求めることができる。なお、利用料を算定する際の利用時間は30分単位で算定する。また、利用時間で発生する30分未満の端数においては、切り上げて算定し、10円未満の利用料については切り上げて算定する。

- 2 前項の利用料等のうち、時間外保育利用料以外は、別表1に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。
- 3 利用料等以外の実費負担は、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。
- 4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、市長に届け出るとともに、保護者に明示しなければならない。

(費用負担の減免)

第23条 事業実施者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第1項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代・時間外保育料については第6号及び第7

号の減免の場合を除いて除外) について、減免しなければならない。

- (1) 保護者が横浜市民であって、生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯に属する児童であること。
 - (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
 - (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、地方税法の規定による市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯に属する児童であること。
 - (4) 保護者が横浜市民であって、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による受給資格者認定を受けたものが監護する児童又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年 12 月横浜市条例第 55 号）による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けた児童であること。
 - (5) 保護者が横浜市民であって、多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうちの一人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
 - (6) 家庭的保育事業を利用中の児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育であること。
 - (7) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育であること。
 - (8) 自然災害等により被災した世帯に属する児童であること。
- 2 前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号の利用料等は、実施時間の利用料については全額を減免とする。また、前項第3号においては実施時間の利用料総額の3分の2を減免とする。なお、減免額の10円未満の端数は切り捨てることとする。また、前項第1号から第5号において、給食・おやつ代については別表1に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。前項第6号及び第7号の利用料等は、利用料、時間外保育料及び給食・おやつ代を全額減免とする。
- 3 第1項の減免を受けようとする保護者は、第1項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出しなければならない。対象であることを証明する書類の例は別表2のとおりとする。なお、減免適用開始日は、書面を事業実施者に提出した日の属する月の1日とし、減免適用開始日以降の利用については、既に支払った利用料も減免の対象とする。
- 4 第1項第1号に定める生活保護法による被保護世帯、及び第4号に定めるひとり親世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日の属

する月の1日から第1項に定める減免を適用し、既に支払った利用料については、過年度分も減免の対象とする。

(はじめてのおあずかり券)

第24条 事業実施者は、保護者が横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券の利用を希望する場合、第23条の規定にかかわらず無償で一時保育を体験する機会を提供する。

(保育室等)

第25条 保育室、遊戯室及び屋外遊技場等は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）及び横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）に規定する基準の適合を遵守し、本事業の児童以外の児童（以下「保育実施児童」という。）と共同で使用して差し支えないものとする。

(従事職員等)

第26条 従事職員は、本事業の児童、保育実施児童及びその他の保育所利用児童の日々の総数から算定される、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第8条第1項第2号、横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第7条、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第10条第1項第2号に規定する横浜市保育士配置基準を満たし、入所児童の処遇に支障がないよう留意すること。

(健康管理)

第27条 申請時に児童の健康状態等を十分に聴取する等、児童の保育に支障がないよう十分留意すること。

(安全確保)

第28条 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

2 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

3 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

(個人情報の保護)

第29条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第30条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第31条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令、通知等に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行し、施行の日から適用する。

別表 1（第 22 条）

利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

日 額	3 歳未満児	2,400 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）
	3 歳以上児	1,300 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）
時 間 単 位	3 歳未満児	300 円（1 時間・1 人あたり）
	3 歳以上児	160 円（1 時間・1 人あたり）
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500 円（ 1 日 ・ 1 人あたり）

※日額料金は、8 時間を超えた利用について適用するものとする。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※給食・おやつ代には、18 時 30 分を超えて利用する児童に係るおやつ又は夕食代を含まない。

別表 2（第 23 条第 3 項）

対象であることを証明する書類の例

被保護世帯	保護（開始）決定通知書、生活保護受給証明書、休日・夜間等診療依頼証
市民税非課税世帯 市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満世帯	世帯全員分の市民税・県民税（非）課税証明書
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療証
多胎児	母子手帳、住民票
利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育	利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書（実施要綱第 9 様式）
保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育	休園施設が保護者に発行する書類により、「自園で保育できないこと」を確認
自然災害等により被災した世帯	罹災証明書